

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	2021年12月24日
【四半期会計期間】	第70期第1四半期(自 2021年8月21日 至 2021年11月20日)
【会社名】	福島印刷株式会社
【英訳名】	FUKUSHIMA PRINTING CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 下 畠 学
【本店の所在の場所】	石川県金沢市佐奇森町ル6番地
【電話番号】	(076)267-5111(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 松 谷 裕
【最寄りの連絡場所】	石川県金沢市佐奇森町ル6番地
【電話番号】	(076)267-5111(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 松 谷 裕
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第69期 第1四半期累計期間	第70期 第1四半期累計期間	第69期
会計期間	自 2020年8月21日 至 2020年11月20日	自 2021年8月21日 至 2021年11月20日	自 2020年8月21日 至 2021年8月20日
売上高 (千円)	1,848,376	1,533,973	8,551,610
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△64,346	△173,216	600,972
当期純利益 又は四半期純損失(△) (千円)	△47,199	△115,499	407,211
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	460,000	460,000	460,000
発行済株式総数 (株)	6,000,000	6,000,000	6,000,000
純資産額 (千円)	4,784,476	4,910,248	5,180,970
総資産額 (千円)	7,345,729	7,232,094	7,650,431
1株当たり当期純利益 又は四半期純損失(△) (円)	△7.87	△20.05	67.87
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	15.0
自己資本比率 (%)	65.1	67.9	67.7

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 持分法を適用した場合の投資損益につきましては、関連会社がないため記載しておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業内容について重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大に対する各種政策の効果もあり、持ち直しの動きが見られるものの、依然として厳しい状況にあります。今後も国内外の新型コロナウイルス感染症の動向、国内景気への影響など、先行き不透明な状況が続いており、予断を許さない状況にあります。

印刷業界におきましては、依然としてWeb化等による印刷需要の減少が続くなか、競争激化による受注価格下落の影響が顕著化するなど、引き続き厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社は引続き最新鋭の印刷機等設備導入により生産体制の強化を図るとともに、D P（データプリント）サービスの製品開発やサービスの充実、販売マネジメントの強化による創注や原価構造改善に積極的に取り組んでまいりました。

この結果、当第1四半期累計期間の売上高は15億33百万円（前年同四半期比3億14百万円減、同17.0%減）となりました。利益面については、営業損失は1億72百万円（前年同四半期は65百万円の営業損失）、経常損失は1億73百万円（前年同四半期は64百万円の経常損失）、四半期純損失は1億15百万円（前年同四半期は47百万円の四半期純損失）となりました。

品目別売上高につきましては、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2020年8月21日 至 2020年11月20日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年8月21日 至 2021年11月20日)	
	売上金額(千円)	売上金額(千円)	前年同期比
B F 複合サービス	190,353	177,699	93.4%
企画商印サービス	82,666	40,990	49.6%
I P D P サービス	417,200	415,491	99.6%
D M D P サービス	1,158,155	899,791	77.7%
合 計	1,848,376	1,533,973	83.0%

(2) 財政状態の分析

(資産)

資産合計は、前事業年度末と比べ4億18百万円減少し、72億32百万円となりました。主な要因は、流動資産の現金及び預金が3億43百万円、受取手形及び売掛金が1億10百万円減少したこと等によるものです。

(負債)

負債合計は、前事業年度末と比べ1億47百万円減少し、23億21百万円となりました。主な要因は、賞与引当金が1億63百万円増加したものの、流動負債のその他に含まれる未払金が1億6百万円、未払法人税等が1億78百万円減少したこと等によるものです。

(純資産)

純資産合計は、前事業年度末と比べ2億70百万円減少し、49億10百万円となりました。主な要因は、利益剰余金が1億69百万円減少し、自己株式が1億1百万円増加したこと等によるものです。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期累計期間における研究開発活動の金額は27,722千円であります。

なお、当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,000,000
計	24,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2021年11月20日)	提出日現在 発行数(株) (2021年12月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	6,000,000	6,000,000	名古屋証券取引所 (市場第二部)	単元株式数 100株
計	6,000,000	6,000,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年8月21日～ 2021年11月20日	—	6,000,000	—	460,000	—	285,200

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年8月20日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

2021年8月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 400	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,999,000	59,990	—
単元未満株式	普通株式 600	—	—
発行済株式総数	6,000,000	—	—
総株主の議決権	—	59,990	—

② 【自己株式等】

2021年8月20日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 福島印刷株式会社	石川県金沢市佐奇森町ル6	400	—	400	0.01
計	—	400	—	400	0.01

(注) 当社は、2021年9月29日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定に基づき、自己株式を取得することを決議し、2021年9月30日付で、自己株式立会外買付取引(N-NET3)により、自己株式239,400株を取得いたしました。この取得により、当第1四半期会計期間末日現在の自己株式数は、239,801株となっております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2021年8月21日から2021年11月20日まで)及び第1四半期累計期間(2021年8月21日から2021年11月20日まで)に係る四半期財務諸表について、かなで監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第69期事業年度 EY新日本有限責任監査法人

第70期第1四半期会計期間及び第1四半期累計期間 かなで監査法人

3. 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年8月20日)	当第1四半期会計期間 (2021年11月20日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,358,545	1,014,666
受取手形及び売掛金	927,941	※1 817,213
電子記録債権	415,835	※1 439,371
製品	94,072	97,085
仕掛品	111,163	127,370
原材料及び貯蔵品	87,632	86,684
その他	22,472	26,878
貸倒引当金	△431	△404
流動資産合計	3,017,232	2,608,866
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1,221,504	1,208,119
機械及び装置（純額）	1,314,594	1,243,152
土地	965,106	965,106
リース資産（純額）	522,136	477,927
その他（純額）	159,968	212,898
有形固定資産合計	4,183,310	4,107,203
無形固定資産	158,456	153,149
投資その他の資産	※2 291,431	※2 362,875
固定資産合計	4,633,198	4,623,228
資産合計	7,650,431	7,232,094

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年8月20日)	当第1四半期会計期間 (2021年11月20日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	223,801	247,068
短期借入金	590,040	610,040
リース債務	166,456	154,464
未払法人税等	185,012	6,774
賞与引当金	110,238	273,811
役員賞与引当金	16,000	3,300
資産除去債務	—	10,799
その他	603,192	492,821
流動負債合計	1,894,741	1,799,079
固定負債		
長期借入金	14,830	11,490
リース債務	414,127	377,038
退職給付引当金	91,180	104,661
資産除去債務	13,895	14,351
その他	40,685	15,225
固定負債合計	574,718	522,767
負債合計	2,469,460	2,321,846
純資産の部		
株主資本		
資本金	460,000	460,000
資本剰余金	285,200	285,200
利益剰余金	4,410,060	4,240,564
自己株式	△128	△101,873
株主資本合計	5,155,132	4,883,891
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	25,838	26,356
評価・換算差額等合計	25,838	26,356
純資産合計	5,180,970	4,910,248
負債純資産合計	7,650,431	7,232,094

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

	(単位：千円)	
	前第1四半期累計期間 (自 2020年8月21日 至 2020年11月20日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年8月21日 至 2021年11月20日)
売上高	1,848,376	1,533,973
売上原価	1,559,855	1,359,592
売上総利益	288,520	174,381
販売費及び一般管理費	354,411	347,009
営業損失(△)	△65,890	△172,628
営業外収益		
受取利息	1	0
受取配当金	225	263
作業くず売却益	2,367	—
受取技術料	719	1,120
設備賃貸料	600	600
その他	489	374
営業外収益合計	4,402	2,359
営業外費用		
支払利息	2,859	2,703
その他	—	244
営業外費用合計	2,859	2,947
経常損失(△)	△64,346	△173,216
特別利益		
投資有価証券売却益	—	321
特別利益合計	—	321
特別損失		
固定資産売却損	—	29
固定資産除却損	671	1,792
特別損失合計	671	1,822
税引前四半期純損失(△)	△65,018	△174,717
法人税、住民税及び事業税	47,800	500
法人税等調整額	△65,618	△59,718
法人税等合計	△17,818	△59,218
四半期純損失(△)	△47,199	△115,499

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、従来営業外収益として計上していた作業くず売却益は、顧客へ移転した財の対価として受け取るものであることから売上高として認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当第1四半期会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当第1四半期会計期間の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当第1四半期累計期間の売上高は1,895千円増加し、営業外収益は1,895千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

なお、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期貸借対照表関係)

※1 当第1四半期会計期間末日満期手形及び電子記録債権の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理しております。

なお、当第1四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期会計期間末日満期手形および電子記録債権が、当四半期会計期間末残高に含まれております。

	前事業年度 (2021年8月20日)	当第1四半期会計期間 (2021年11月20日)
受取手形	—	1,234千円
電子記録債権	—	394千円

※2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の金額

	前事業年度 (2021年8月20日)	当第1四半期会計期間 (2021年11月20日)
投資その他の資産	1,415千円	1,284千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2020年8月21日 至 2020年11月20日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年8月21日 至 2021年11月20日)
減価償却費	170,586千円	170,312千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2020年8月21日 至 2020年11月20日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年9月30日 取締役会	普通株式	35,997	6.00	2020年8月20日	2020年11月13日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2021年8月21日 至 2021年11月20日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年9月29日 取締役会	普通株式	53,996	9.00	2021年8月20日	2021年11月19日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、2021年9月29日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定に基づき、自己株式を取得することを決議し、2021年9月30日付で、自己株式立会外買付取引(N-NET3)により、株式数239,400株、取得価額101,745千円を取得いたしました。この取得により、当第1四半期会計期間末日現在の自己株式は、239,801株、101,873千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 2020年8月21日 至 2020年11月20日)

当社は、印刷事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第1四半期累計期間(自 2021年8月21日 至 2021年11月20日)

当社は、印刷事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

品目別に分解した売上高は以下のとおりであります。

当第1四半期累計期間(自 2021年8月21日 至 2021年11月20日)

	売上金額(千円)
B F複合サービス	177,699
企画商印サービス	40,990
I P D Pサービス	415,491
D M D Pサービス	899,791
合 計	1,533,973

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自 2020年8月21日 至 2020年11月20日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年8月21日 至 2021年11月20日)
1株当たり四半期純損失(△)	△7円87銭	△20円05銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失(△) (千円)	△47,199	△115,499
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る四半期純損失(△) (千円)	△47,199	△115,499
普通株式の期中平均株式数 (株)	5,999,634	5,760,199

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

2021年9月29日開催の取締役会において、2021年8月20日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

- | | |
|----------------------|-------------|
| ① 配当金の総額 | 53,996千円 |
| ② 1株当たりの金額 | 9円 |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 2021年11月19日 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年12月24日

福島印刷株式会社
取締役会 御中

かなで監査法人
東京都中央区

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士 杉 田 昌 則

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士 高 村 藤 貴

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている福島印刷株式会社の2021年8月21日から2022年8月20日までの第70期事業年度の第1四半期会計期間（2021年8月21日から2021年11月20日まで）及び第1四半期累計期間（2021年8月21日から2021年11月20日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、福島印刷株式会社の2021年11月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2021年8月20日をもって終了した前事業年度の第1四半期会計期間及び第1四半期累計期間に係る四半期財務諸表並びに前事業年度の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期財務諸表に対して2020年12月25日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該財務諸表に対して2021年11月18日付けで無限定適正意見を表明している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにあ

る。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。